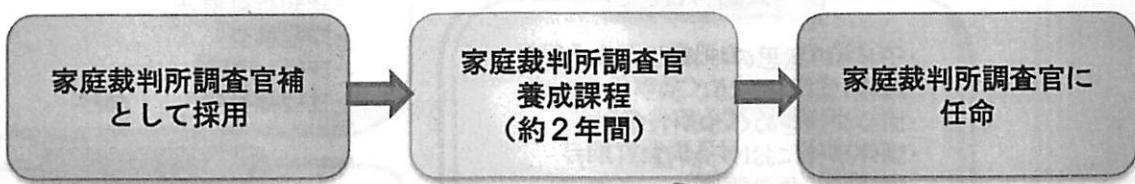


家庭裁判所調査官になるための

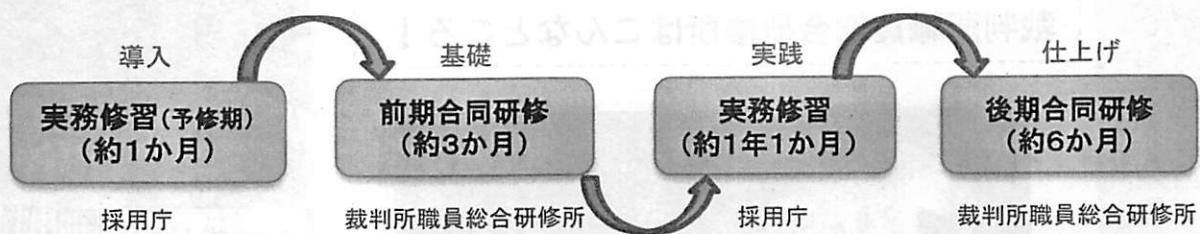


養成課程とは？



◆ 家庭裁判所調査官養成課程のプロセス

家庭裁判所調査官養成課程は、裁判所職員総合研修所での合同研修と採用庁での実務修習とを有機的に連関させた研修制度を探っており、研修生は、執務に必要な法律知識や行動科学の専門的知識や技法等を段階的に修得していきます。



◆ 裁判所職員総合研修所での合同研修

法律や行動科学、調査実務に関する講義や演習を行います。教官は、実務経験が豊富な裁判官や家庭裁判所調査官で、行動科学等の分野の第一線で活躍している大学教授などの外部講師を招くこともあります。

◆ 採用庁での実務修習

*裁判所職員総合研修所が採用庁に委託して実施

家庭裁判所調査官補として、実際の家事事件や少年事件を担当し、当事者や少年・保護者との面接調査、子どもの調査、関係機関との調整や報告書の作成などを実践します。指導担当者の下、同期採用の3人が一組となり、切磋琢磨しながら実務を学びます。



実務修習の様子

合同研修の様子

→ 具体的なカリキュラムの一例は裏面に！

<カリキュラムの一例>

法律科目

- ・法律学の基礎
- ・民法(総則・親族相続法)・家事事件手続法
- ・刑法・少年法
- ・戸籍法
- ・国際私法 など

行動科学等科目

- ・臨床心理学
- ・発達心理学
- ・犯罪社会学
- ・精神医学(思春期・成年期)
- ・発達障害
- ・子どもの虐待
- ・子どもの行動観察・面接
- ・現代の家族・家族力動
- ・認知行動療法
- ・知能検査
- ・非行と教育
- ・社会福祉学 など

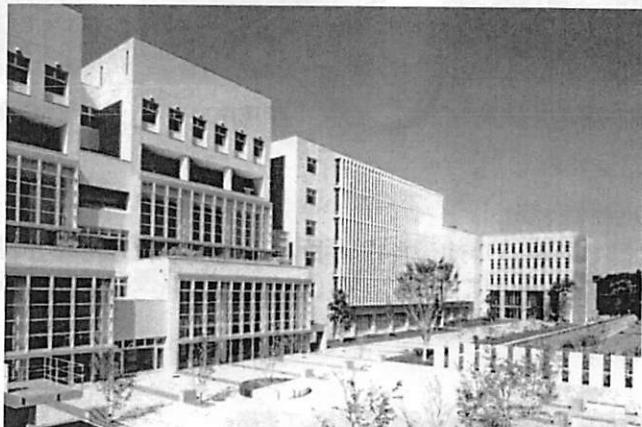
実務科目

- ・子どもの意思の把握にかかる調査
- ・親権・監護権をめぐる事件の調査
- ・面会交流をめぐる事件の調査
- ・調停事件における調査官関与
- ・夫婦間紛争の調査
- ・粗暴非行の調査
- ・窃盗事件の調査
- ・処遇意見の形成
- ・被害者調査
- ・試験観察 など

実務演習

- ・家事事件調査実務演習
- ・少年事件調査実務演習
- ・調査面接の理論と実践
- ・面接技法演習
- ・心理テスト演習 など

裁判所職員総合研修所はこんなところ！



埼玉県和光市にあり、充実した設備を備えています。

全国から集まる研修生のための寮も完備されています。

家庭裁判所調査官養成課程と裁判所書記官養成課程の合同で実施されるカリキュラムもあります。また、課業時間後も、一緒に課題に取り組んだり、スポーツをしたりと、交流を深めています。

切磋琢磨しながら共に研修に励んだ同期生は、全国各地の裁判所で家庭裁判所調査官に任命された後も、困ったときに支え合える大切な仲間です！！



← 裁判所ウェブサイトはこちら



裁判所の研修について紹介する動画はこちら →